第　３４　回　　行　田　市　農　業　委　員　会　議　事　録

開　催　年　月　日	令　和　８　年　３　月　２５　日
開　催　場　所	行　田　市　産　業　文　化　会　館　２　Ａ　会　議　室
開　議　時　刻	９　時　００　分
閉　議　時　刻	１０　時　１５　分

会　長	藤　間　光　治	会長代理	中　村　賢　一・伊　東　普　丈

農業委員出席状況	議席番号	氏　名	摘　要	議席番号	氏　名	摘　要
	1	藤　間　光　治	出 ○ 席　欠　席	9	新　井　健　一	出 ○ 席　欠　席
	2	中　村　賢　一	出 ○ 席　欠　席	10	関　口　浩　幸	出 ○ 席　欠　席
	3	寺　田　浩　市	出 ○ 席　欠　席	11	伊　東　普　丈	出 ○ 席　欠　席
	4	赤　羽　修　一	出 ○ 席　欠　席	12	田　口　隆　一	出 ○ 席　欠　席
	5	髙　澤　克　芳	出 ○ 席　欠　席	13	宮　﨑　　薫	出 ○ 席　欠　席
	6	川　島　悦　男	出 ○ 席　欠　席			
	7	太　田　　実	出 ○ 席　欠　席			
	8	間　々　田　英　治	出 ○ 席　欠　席			

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏　　名	摘　　要	地区番号	氏　　名	摘　　要
	①			⑪	中　村　彰　男	出 ○ 席　　欠　　席
	②			⑫	堀　口　晴　義	出 ○ 席　　欠　　席
	③			⑬		
	④			⑭		
	⑤			⑮		
	⑥			⑯	寺　田　正　彦	出 ○ 席　　欠　　席
	⑦			⑰	島　嵜　典　緒	出 ○ 席　　欠　　席
	⑧			⑱		
	⑨			⑲	諸　貫　達　也	出 ○ 席　　欠　　席
	⑩	高　沢　宗　春	出　　席　　欠 ○ 席	⑳	木　村　民　夫	出 ○ 席　　欠　　席
関係者				書記	局　　長	小　林　　誠
					主　　査	赤　城　太　郎
					主　　事	髙　澤　茉　鈴

１　開会	事務局長	開会宣告（９：００）
２　会長あいさつ	会長	あいさつ
３　議長選出		農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行）
４　議事録署名人の選出	議長	議事録署名人の選出についてですが、赤羽委員、新井委員両名にお願いいたします。 それでは、これより議事に入ります。
５　議事 「議案第１号」 農地法第３条第１項の規定による許可申請書に対する審議について		はじめに、議案第１号「農地法第３条第１項の規定による許可申請書に対する審議について」、を議題といたします。なお、この案件は委員自らが関係する案件でございます。農業委員会等に関する法律第３１条の規程により、議事参与の制限が適用されますので、新井委員には一時退席をお願いします。その他、該当する方は申し出てください。 （新井委員　退席）
	議長	事務局より説明をいたさせます。
	主事	議案第１号「農地法第３条第１項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の１ページをご覧ください。議案第１号は、１０件となっております。 進行番号１番、小見に在住する譲受人が、譲渡人が所有する若小玉字六本木〇〇〇〇、地目：畑、１，２６３㎡、外１筆、計１，８５１㎡について経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。場所につきましては、位置図の１ページをご覧ください。見沼代用水、六本木橋の南西に位置する農振農用地でございます。 進行番号２番、鴻巣市に在住する譲受人が、譲渡人が所有する下忍字西谷〇〇〇〇、地目：田、９６２㎡、について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。場所につきましては、位置図の２ページをご覧ください。ものつくり大学の東に位置する農振農用地でございます。 進行番号３番、前谷に在住する譲受人が、譲渡人が所有する前谷字長割〇〇〇〇、地目：田、１０００㎡、について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。場所につき

		ましては、位置図の２ページをご覧ください。ものつくり大学の北に位置する農振農用地でございます。 進行番号４番、前谷に在住する譲受人が、譲渡人が所有する前谷字長割〇〇〇〇、地目：田、１０００㎡、外１筆、計２，０００㎡について経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。場所につきましては、位置図の２ページをご覧ください。ものつくり大学の北に位置する農振農用地でございます。 進行番号５番、小見に在住する譲受人が、譲渡人が所有する小見字屋敷通〇〇〇〇、地目：畑、２３５㎡、外１筆、計３０１㎡について経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。場所につきましては、位置図の３ページをご覧ください。小見真観寺古墳の北に位置する集落内農地でございます。 進行番号６番、荒木に在住する譲受人が、譲渡人が所有する荒木字根岸〇〇〇〇、地目：田、４００㎡、外３筆、計３，７１０㎡について経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。場所につきましては、位置図の４ページをご覧ください。荒木郷地農村センターの北に位置するご覧の農地でございます。 進行番号７番、荒木に在住する譲受人が、譲渡人が所有する荒木字音羽〇〇〇〇、地目：畑、３８９㎡、外６筆、計７，８５４㎡について経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。場所につきましては、位置図の４ページをご覧ください。荒木郷地農村センターの北に位置する農振農用地でございます。 進行番号８番、長野に在住する譲受人が、譲渡人が所有する長野字鶴巻〇〇〇〇、地目：田、４５５㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。場所につきましては、位置図の５ページをご覧ください。長野工業団地の東に位置する農振農用地でございます。 進行番号９番、長野に在住する譲受人が、譲渡人が所有する長野字大房〇〇〇〇、地目：畑、９２２㎡、外５筆、計２，７６１㎡について経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。場所につきましては、位置図の５ページをご覧ください。長野工業団地の東に位置する農振農用

		地でございます。 進行番号１０番、長野に在住する譲受人が、譲渡人が所有する長野字鶴巻〇〇〇〇、地目：田、３４７㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。場所につきましては、位置図の５ページをご覧ください。長野工業団地の東に位置する農振農用地でございます。 以上、議案第１号について、事務局で農地法第３条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。
	議長	事務局から議案第１号についての説明がございました。 何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。 （意見、質問なし）
	議長	ご意見、ご質問が無いようですので、議案第１号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。 （全員挙手）
	議長	挙手全員と認めます。 よって議案第１号は承認することといたします。退席した委員の入室を認めます。 （新井委員　入室）
	議長	新井委員に申し上げます。議案第１号は原案のとおり承認されました。 次に、議案第２号「農地法第４条第１項の規定による許可申請書に対する審議について」、を議題といたします。事務局より説明をいたさせます。

「議案第２号」 農地法第４条第１項の規定による許可申請書に対する審議について	主査	議案第２号「農地法第４条第１項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の３ページをご覧ください。議案第２号は、１件となっております。 進行番号１番、加須市に在住する申請人が、所有する埼玉字稲荷通〇〇〇〇、地目：畑、３９６㎡について、住宅１棟、建築面積１４５．７４㎡の建て替えを行い、居住するために申請があったものでございます。申請人は現在、加須市で暮らしていますが、亡くなった母が住んでいた申請地を相続し、建て替えを検討したところ、一部が農地であることが判明し、今回の申請に至りました。土地利用計画では、申請地に隣接する宅地部分を申請者の兄から借り受け、全体の敷地面積は４９９㎡となっております。ちなみに、建築面積が１４５．７４㎡と大きい理由としましては、趣味の料理を友人たちにふるまうための広いキッチン兼ダイニングスペースを計画しており、現在お住いの加須市の住宅については、独立する娘に譲り渡す予定とのことです。申請地は、昭和４５年の都市計画の区域区分の設定以前から、農地でないことが航空写真により確認でき、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。場所につきましては、位置図の６ページをご覧ください。埼玉中学校の南東に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。なお、白抜きの部分は先ほど申し上げました申請者の兄が所有する宅地部分となっております。 以上で議案第２号の説明を終わりますが、去る３月１９日、現地調査をしていただいておりますので、田口委員にご報告をお願いいたします。
	田口委員	去る３月１９日、私と宮崎委員並びに事務局職員２名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。
	議長	事務局から議案第２号についての説明及び田口委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。 （なし）
	議長	ご意見、ご質問がないようですので議案第２号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を

		願います。 （全員挙手） 挙手全員と認めます。よって議案第２号は承認することといたします。
「議案第３号」 農地法第５条第１項の規定による許可申請書に対する審議について	議長	次に、議案第３号「農地法第５条第１項の規定による許可申請書に対する審議について」、を議題といたします。事務局より説明をいたさせます。
	主査	議案第３号「農地法第５条第１項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の３ページをご覧ください。議案第３号は、４件となっております。 進行番号１番、行田市埼玉に在住する譲受人が、譲渡人が所有する埼玉字片原通〇〇〇〇、地目：畑、３００㎡について、売買により住宅１棟、建築面積１００．２０㎡の建築をするものとして、申請があったものでございます。譲受人は現在、実家で暮らしておりますが、将来のことを考え独立した住居を構えたいと思っていたところ、叔父である譲渡人の承諾が得られたため、申請に至ったものでございます。計画を精査したところ、申請地は、集落に接する農地であり、申請地の周囲をコンクリート土留めで囲うため、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。場所につきましては、位置図の６ページをご覧ください。埼玉中学校の東に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。 次に、進行番号２番、行田市荒木に在住する譲受人が、譲渡人が所有する野字北海戸〇〇〇〇、地目：畑、１８０㎡について、使用貸借により住宅１棟、建築面積５０．１０㎡の建築をするものとして、申請があったものでございます。譲受人は現在、市内の借家で暮らしていますが、子どもも成長し、将来のことを考え独立した住居を構えたいと思っていたところ、祖父である譲渡人から承諾が得られたため、申請に至ったものでございます。計画を精査したところ、申請地は、集落に接する農地であり、申請地の周囲をコンクリート土留めで囲うため、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。場所につきましては、位置図の７ページをご覧ください。野文化センターの北西に位置する野地内の集落内農地でございます。なお、申請地の西側に３７㎡の雑種地を一体敷地利用とし、全体の敷地面積は２１７㎡であることを申し添えます。

		次に、進行番号３番、行田市持田三丁目にて住宅建築業を営む譲受人が、譲渡人が所有する前谷字北通〇〇〇〇、地目：田、１０００㎡、ほか１筆、合計２０００㎡について、売買により分譲住宅６棟、建築面積３５４．４㎡にするものとして、申請があったものでございます。譲受人は、新たな事業用地を探していたところ、管理に困っていた土地所有者から承諾が得られたため、申請にいたったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。場所につきましては、位置図の８ページをご覧ください。行田市水道庁舎から南に位置する前谷地内の集落内農地でございます。 次に、進行番号４番、行田市荒木で保育園を運営する譲受人が、譲渡人が所有する荒木字前内手〇〇〇〇、地目：畑、１１８㎡、ほか１筆、計１３２㎡について、売買により駐車場敷地にするものとして、申請があったものでございます。現在、保育園の規模に対して、保護者の送迎用駐車場が足りないため、譲渡人に相談したところ、園の向かい側である申請地の承諾が得られたことから申請に至ったものでございます。事業計画を精査したところ、申請地は集落に接する農地であり、また、申請地の周囲は農地ではないため、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。場所につきましては、位置図の９ページをご覧ください。天洲寺の南に位置する荒木地内の集落内農地でございます。 以上で議案第３号の説明を終わりますが、去る３月１９日、現地調査をしていただいておりますので、宮崎委員にご報告をお願いいたします。
	宮崎委員	去る３月１９日、私と田口委員並びに事務局職員２名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。
	議長	事務局から議案第３号についての説明及び宮崎委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。 （なし）

	議長	ご意見、ご質問がないようですので議案第３号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。 （全員挙手）
	議長	挙手全員と認めます。よって議案第３号は承認することといたします。
『報告事項』		次に報告事項でございます。専決事項等に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。
	主事	議案書４ページをご覧ください。 （１）、（２）につきましては、市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は、届出の手続きとなっております。（１）「農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、２件の届出があり、転用目的は、住宅敷地及び自己用住宅でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。（２）「農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、４件の届出があり、転用目的は、農機具置場、分譲住宅、専用住宅敷地、ドラックストアでございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。 議案書５ページ～７ページをご覧ください。 （３）「農地法第１８条第６項の規定による通知について」でございます。本件は、７件の届出があり、中間管理事業等の農地の貸し借りを解約した場合に、農業委員会に対し通知するものでございます。合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。 以上で報告事項を終わります。 以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。
	事務局長	つづきまして、その他でございます。

6　その他		・荒川水系ダムの貯留量について（荒川上流河川事務所から情報共有） ・令和８年度最適化活動の目標の設定等について ・令和９年度県農地利用の最適化施策に関する意見の提出について ・農地の売買の相談票について ・農地利用最適化活動の優良事例について ・農地の賃借、購入希望の相談について ・次期農業委員、推進委員について ・農地利用最適化推進委員候補者選考委員会に係る選考委員の選出について 以上をもちまして、第３４回農業委員会を終了いたします。 本日は、ありがとうございました。
7　閉会		（１０：１５）

その他特に重要と認めた事項	

この議事録に記載してある顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

……

署名委員

……

署名委員

……